

令和 2 年 2 月 27 日  
海事局 海技課**外国人船舶職員承認制度における船長実務能力確認の対象国を拡充します**

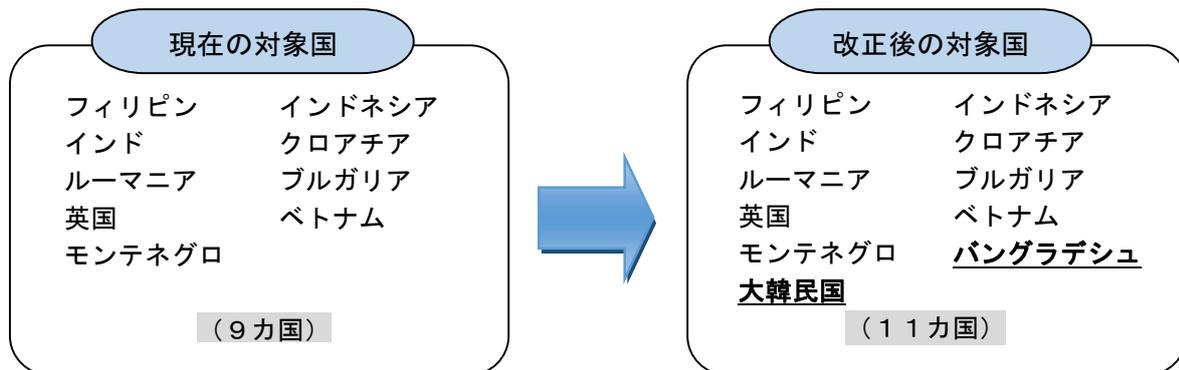
○ 外国人船員が外航日本籍船に乗り組むために必要な大臣承認制度においては、当該船員の実務能力を社船の船長が確認するしくみが導入されており、その対象国は9カ国でしたが、新たに「バングラデシュ」及び「大韓民国」の2カ国を追加いたします。

○ 我が国においては、STCW条約\*締約国の資格証明書を受有する外国人船員について、国土交通大臣の承認を受ければ、日本の海技資格を有しなくても外航日本籍船に船舶職員として乗り組むことができることとしております（外国人船舶職員承認制度）。

※船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

○ 大臣承認を受けるためには、海技試験官による承認試験に合格する方法のほか、社船の船長による実務能力確認を受ける方法（船長実務能力確認制度）などがあります。

○ このたび、この船長実務能力確認制度の対象国に「バングラデシュ」及び「大韓民国」を追加することとします。



○ これにより、外国人船員の大臣承認を受けやすくなることから、外航日本籍船における外国人船員の活用が促進され、国際競争力の強化が期待されます。

**【参考資料】**

- ・外国人船舶職員承認制度
- ・締約国資格受有者承認証の現状

**【問い合わせ先】**

海事局海技課(三浦、阪井)

(代表) 03-5253-8111(内線 45339)

(直通) 03-5253-8655

(FAX) 03-5253-1646



# 外国人船舶職員承認制度

外航日本籍船の国際競争力強化策の一環として、平成11年5月に創設

STCW条約締約国の資格証明書を有する外国人船員

STCW条約：船員の訓練及び資格証明並びに当直基準に関する国際条約

## 承認が可能な対象国（現在17か国）

フィリピン、インドネシア、インド、ルーマニア、クロアチア、ベトナム、ブルガリア、トルコ、マレーシア、スリランカ、ミャンマー、モンテネグロ、バングラデシュ、韓国、英国、パキスタン、ロシア

## 我が国の海事法令に関する講習の修了

H11年5月創設

H15年12月追加  
H23年 3月拡充

承認船員制度等運用  
改善WG報告を受け、  
H22年1月追加

成長戦略船員資格検討会  
最終とりまとめを受け、  
H23年8月追加

### 海技試験官による承認試験

- ・口述試験
- ・身体検査

### 社船の船長による実務能力確認

- ・船内での実務能力確認
- ・身体検査

### 民間審査員による能力審査

- ・口述試験
- ・身体検査

### 機関承認制度 (特定船員教育機関卒業者)

- ・身体検査  
(試験等免除)

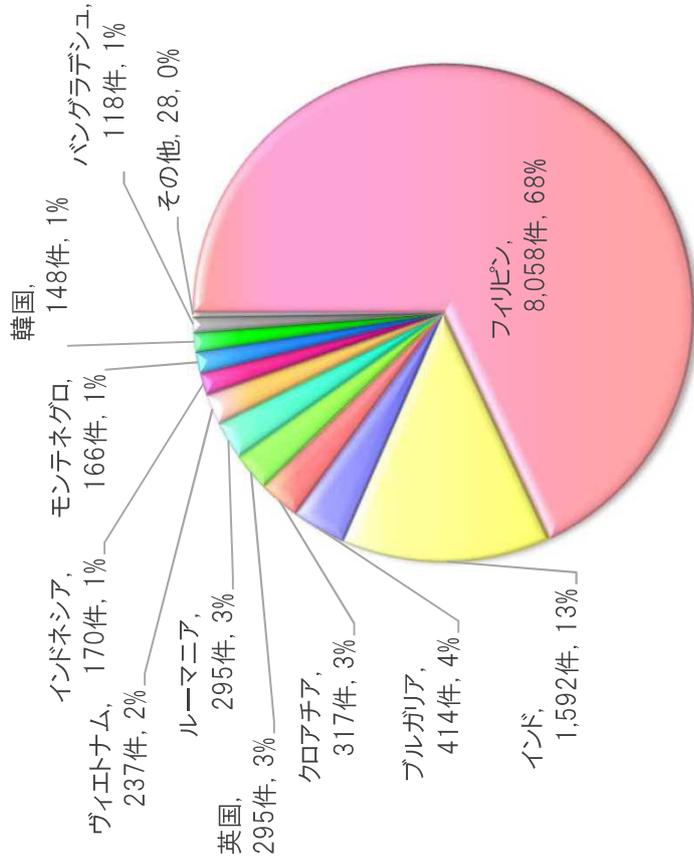
## 国土交通大臣による承認、日本籍船への乗組み

平成31年3月末時点での承認船員数（有効な承認証受有者）：15か国、11,838人  
フィリピン8,058人、インド1,592人、ブルガリア414人、クロアチア317人、ルーマニア295人、英国295人、ベトナム237人、インドネシア170人、モンテネグロ166人、韓国148人、バングラデシュ118人、ミャンマー13人、スリランカ9人、パキスタン2人、マレーシア2人

# 締約国資格受有者承認証の現状

## 有効な承認証(平成31年3月末現在)

合計： 11, 838 件



## 承認試験等の種類別状況(平成30年度実績)

合計： 2, 101 件

